

「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」及び「乗車用ヘルメット」の 技術基準改正について（案）

1. 改正の必要性

消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）の特定製品については、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な技術基準が「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（以下「技術基準省令」という。）により定められている。

これらの特定製品の技術基準については、発生した製品事故の状況・原因分析、技術進歩等に伴う製品構造等の変化、国際規格の制定・改訂等に伴う整合性の確保の観点等から、随時見直しを行っていく必要がある。

このうち「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」（以下「圧力なべ等」という。）及び「乗車用ヘルメット」については、平成 12 年に現行法の特定製品として技術基準が定められて以降、改正が行われていないこと、「圧力なべ等」については加圧状態で内容物が噴出する等の事故が発生していること、「乗車用ヘルメット」については国内外の標準規格等について、順次見直しが行われてきており、国際流通商品として基準の整合性を確保する必要があること等から、技術基準を見直すこととし、技術基準省令を改正する必要がある。

圧力なべ等について

圧力なべ等については、圧力がかかった状態でふたが開き又は使用者がふたを開けた際に十分減圧がされておらず、内容物が飛び出し火傷を負う事故が発生している。

圧力なべ等の事故は平成 8 年以降に NITE によせられた事故として 64 件あり、うち内容物の飛び出しによる火傷等の事故が 34 件である。このうち、原因不明・調査中 26 件を除く 8 件中、製品に起因する事故が 7 件（全て圧力なべ）となっている。

近年の技術開発により、内容物が飛び出しにくい、より安全な製品が市場に出回り始めているものの、従来型の製品も依然として市場で流通し、より安全な製品への切替えが遅れている。

そのため、消安法の特定製品である家庭用の圧力なべ及び圧力がまの技術基準の改正を行い、事故を未然に防止することが必要である。

表1 圧力なべに係る NITE への事故報告状況 1 (平成 8 年～平成 21 年 9 月)

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計
件数	1	1	2	0	3	2	0	6	4	7	13	20	5	0	64
うち内容物飛び出し事故	1	0	0	0	1	0	0	4	3	4	11	10	0	0	34
うち製品起因事故	1	0	0	0	0	0	0	3	0	1	1	1	0	0	7

表2 圧力なべに係る NITE への事故報告状況 2 (平成 8 年～平成 21 年 9 月)

種類	1.死亡	2.重傷	3.軽傷	4.拡大被害	5.製品破損	6.被害なし	合計
件数	1	13	23	12	12	3	64
うち内容物飛び出し事故	0	12	13	7	1	1	34
うち製品起因事故	0	2	1	4	0	0	7

乗車用ヘルメットについて

乗車用ヘルメットは、自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものを対象とし、その技術基準は、日本工業規格 T8133(1994 年)を基本として技術基準省令が定められている。なお、日本工業規格 T8133 は、最新の 2007 年版までに国際整合性確保等の観点から改正が行われ、75R 規定¹(帽体の球面要請)の廃止やロールオフ試験(ヘルメットの脱げにくさを確認)の導入等が規定され、技術基準省令との不整合な点が見られる。

乗車用ヘルメットの事故は平成 7 年以降に 38 件あり、うち製品に起因する事故が 5 件(原因不明 6 件を除く)となっており、取付部品の不良によるものがあるが、多くは製品に起因しない事故や消費者の不注意である。また、乗車用ヘルメット販売数量の約 3 / 4 が海外メーカーの製品である。

乗車用ヘルメットの技術基準については、日本工業規格の改正を踏まえる等国内外の最新の規格への整合性を図ることとし、日本独自の帽体の保護範囲を 75R 以上とする規定等について改正を行う必要がある。

表3 乗車用ヘルメットに係る NITE への事故報告状況 1 (平成 7 年～平成 21 年 9 月)

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計
件数	1	3	4	3	3	4	3	7	7	2	0	1	0	0	0	38
うち製品起因事故	0	0	0	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	5

¹ 75R 規定とは、ヘルメットの外表面の形状が、日本工業規格 T8133(1994 年)5.2.1(3)で定める曲率半径 75mm 以上の連続した凸曲面であることを要求する規定をいう。もともとは、変形ヘルメットを規制する目的で BS 規格(イギリス)を導入したが、BS 規格が斜め衝撃試験に移行したため、現在は日本独自の安全基準となっている。

表4 乗車用ヘルメットに係る NITE への事故報告状況 2 (平成 7 年～平成 21 年 9 月)

種類	1.死亡	2.重傷	3.軽傷	4.拡大被害	5.製品破損	6.被害なし	合計
件数	14	15	6	1	1	1	38
うち製品起因事故	0	1	1	1	1	1	5

2. 改正案の主なポイント

(1). 技術基準の改正案

圧力なべ等について

圧力がかかった状態で、ふたが開かないことの要求を明確化。

- ・ 本体とふたとのはめあわせが不完全な場合、加熱しても内圧が一定圧力（ゲージ圧 5.0kPa を想定）以上とならないこと。
- ・ 減圧装置を操作し、内圧が一定圧力（ゲージ圧 5.0kPa を想定）未満にならないければ、ふたを開けられないこと。

（注）平成 17 年度に委託事業で圧力なべ等の技術基準調査を実施。圧力なべの内圧が 5.0kPa 以上であれば内容物が飛散等する可能性が確認された。このため、内圧 5.0kPa の要求を基本として、現行の技術基準省令を見直す。

乗車用ヘルメットについて

帽体の球面要請規定（75R 規定）の他、欧州等で認められている表面摩擦試験合格のものを認めることとし、あわせてロールオフ試験を追加。

- ・ 日本独自の帽体の保護範囲を 75R 以上とする規定について、仕様を具体的に規定する形をとるいわゆる「仕様規定」から「性能規定化」を踏まえた記述とする。具体的には、75R 規定を合格したものに加え、表面摩擦試験合格（国連欧州経済委員会規則 ECE/R22 相当）についても認めることとする。

また、日本工業規格 T8133(2007 年)で規定するヘルメットの脱げにくさを確認するロールオフ試験の項目を追加することにより、国際的な整合性を確保するとともに、安全性への担保を図る。

- ・ 用語を最新 JIS へ整合

技術基準省令で使用する用語について過去の日本工業規格の用語を使用している箇所を日本工業規格 T8133(2007 年)の用語に変更する。

3. スケジュール（予定）

平成 21 年 12 月中

製品安全部会後にパブリックコメントを実施

平成 22 年 3 月中

技術基準省令改正公布

平成 22 年 9 月中

施行（公布から 6 ヶ月後を想定）